

役員のための財務税務会社法ニュース

太陽 ASG マネジメントレポート

今回のテーマ： 雇用助成金

08年12月、雇用調整助成金の要件が中小企業向けに大幅に緩和され、新たに創設された中小企業緊急雇用安定助成金の申請が急増しています。

1. 雇用調整を行った場合

景気変動、産業構造変化等の経済的理由により事業活動を縮小し、雇用保険の被保険者を休業・教育訓練※させたときは、助成金が支給されます。ハローワークへの届出が必要です。

	中小企業緊急雇用安定助成金	雇用調整助成金
対象企業	中小企業	大企業
助成対象要件	右の要件 事業活動指標(売上高または生産量・額など)の直近3ヵ月平均値がその直前3ヵ月または前年同期比5%未満の減少、かつ、直前期(半期又は四半期も含む)の経常利益が赤字の場合も OK	事業活動指標の直近3ヵ月平均値が、その直前3ヵ月または前年同期比5%以上の減少
支給額 〔休業ではなく教育訓練を実施した場合〕	休業中の手当・賃金 × 4/5(上限額は雇用保険基本手当日額、上限日数は3年で300日) 〔追加 +6,000円/人・日〕	休業中の手当・賃金 × 2/3(上限額は雇用保険基本手当日額、上限日数は3年で300日) 〔追加 +4,000円/人・日〕

※ 教育訓練は、就業規則等に基づいて通常行なわれる入社時研修、中堅社員研修などではなく、労使協定によるもので、経営哲学、マーケティング手法、ISO、コーチング技法、財務分析など

〈中小企業の範囲〉

	資本金	従業員
小売業、飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
上記以外の事業	3億円以下	300人以下

2. 高齢者を雇用した場合（特定求職者雇用開発助成金）

雇用保険加入の会社が、ハローワークの紹介により、失業中の60歳以上の高齢者を所定労働時間週20時間又は30時間以上雇用し、助成金支給終了後も継続雇用するときは、6ヵ月毎に30万円又は45万円/人の助成金が、1年間支給されます(大企業の場合は各々15万円又は25万円)。

3. 特定の求職者を試行雇用した場合（試行雇用奨励金）

雇用保険加入の会社が、ハローワークの紹介により、ハローワークの認定者(40歳未満の若年者など)を3ヵ月間試行雇用したときは、原則、月額4万円/人の奨励金が支給されます。

お見逃しなく！

- 雇用調整を行った場合の助成金は、過去に雇用削減を実施していても問題ありません。
- 1の「助成対象要件」を満たす会社が、残業を削減して有期契約労働者、派遣労働者の雇用を維持した場合は、6ヵ月ごとに10万円～22.5万円/人を給付する**残業削減雇用維持奨励金**があります。